



長野県報

3月31日(金)

令和5年

(2023年)

号外

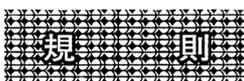
目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(人事課).....	1
事務処理規則の一部を改正する規則(人事課).....	4
知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則(人事課).....	7
長野県企業局公文書管理規程の一部を改正する管理規程(経営推進課).....	7
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課).....	8
長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程(経営推進課).....	8
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	10

訓令

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(人事課).....	11
兼務に関する規程の一部改正(人事課).....	11
企業出納員の任免の制定(人事課).....	12
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正(コンプライアンス・行政経営課).....	12
長野県公文書管理規程の一部改正(情報公開・法務課).....	13
長野県企業局に勤務する職員の研修に関する規程の一部改正(経営推進課).....	14
兼務に関する規程の一部改正(教育政策課).....	14



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第38号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第14条の9」を「第14条の7」に改める。

第3条第2号中「広報県民課 交通政策課 松本空港課」を「広報・共創推進課」に改め、同条第4号中「文化政策課 県民協働課」を「文化政策課」に、「私学振興課 高等教育振興課」を「県民の学び支援課」に改める。

第3条の5を第3条の7とし、第3条の4を第3条の6とし、第3条の3を第3条の5とし、第3条の2中「前条」を「第3条」に改め、同条を第3条の4とし、第3条の次に次の2条を加える。

(交通政策局の設置)

第3条の2 企画振興部に、前条に規定する課のほか、交通政策局を置く。

(交通政策局)

第3条の3 交通政策局に次の課を置く。

交通政策課 松本空港課

第4条中「及び第3条の3」を「、第3条の3及び第3条の5」に改め、「、松本空港課」を削り、「国際交流課」の次に「、松本空港課」を加え、「私学振興課、高等教育振興課」を「健康増進課」に改める。

第4条の7を次のように改める。

(広報・共創推進課)

第4条の7 広報・共創推進課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県政の広聴に関すること。
- (2) 県民及び民間団体との共創の推進に関すること。
- (3) NPO活動の推進に関すること。
- (4) 特定非営利活動法人に関すること。
- (5) 県政の広報に関すること。
- (6) 報道機関との連絡に関すること。

第4条の8及び第4条の9を削り、第4条の10を第4条の8とし、第4条の11を第4条の9とし、第4条の12を第4条の10とし、第4条の13を第4条の11とし、第2章第1節第1款第2目の2中同条の次に次の2条を加える。

(交通政策課)

第4条の12 交通政策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 交通体系の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) バス及び鉄道の運行維持及び振興に関すること。
- (3) 自家用有償旅客運送に関すること。
- (4) 新幹線鉄道（中央新幹線鉄道を除く。）の整備促進に関すること。

(松本空港課)

第4条の13 松本空港課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松本空港の管理及び利用促進に関すること。
- (2) 松本空港管理事務所に関すること。

第8条第4号中「、妻科庁舎」を削る。

第9条第3項を削る。

第11条第1項第10号中「、個人情報保護運営審議会」を削る。

第14条の3を削り、第14条の4を第14条の3とし、第14条の5を第14条の4とする。

第14条の6の見出しを「(県民の学び支援課)」に改め、同条中「私学振興課」を「県民の学び支援課」に改め、同条に次の4号を加える。

- (4) 高等教育（他の所管に属するものを除く。）の振興に関すること。
- (5) 公立大学法人長野県立大学に関すること。
- (6) 公立大学法人長野県立大学評価委員会の庶務に関すること。
- (7) 学びに関する施策の調整に関すること。

第14条の6を第14条の5とし、第14条の7を削り、第14条の8を第14条の6とし、第14条の9を第14条の7とする。

第15条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 総合リハビリテーション事業会計の支出負担行為に関する確認及び支出の審査に関すること。

第15条の3第1号中「保健・疾病対策課」を「健康増進課」に改める。

第17条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 総合リハビリテーション事業会計の予算の編成及び執行（第15条第2号に掲げる事務を除く。）並びに決算の調製に関すること。

第27条の4第8号中「第27条の2第3号」を「第27条の2第4号」に改める。

第143条第2項中「、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に規定する業務」を削る。

第219条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 土砂等の盛土等の規制に関すること。

第221条第4項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 土砂等の盛土等の規制に関すること。

第221条の2第4項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 土砂等の盛土等の規制に関すること。

第238条第2項中「部長」を「部長、部の次長」に改める。

別表第32の1の長野県行政不服審査会の項中「こと」の次に「(個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号）

第8条第1項第1号に掲げる事項に関するものを除く。）」を加え、同1の長野県私立学校審議会の項中「私学振興課」を

「県民の学び支援課」に改め、同1の公立大学法人長野県立大学評価委員会の項中「高等教育振興課」を

「県民の学び支援課」に改め、同表の2の長野県個人情報保護運営審議会の項及び長野県個人情報保護審査会の項を次のように改める。

長野県個人情報保護審査会	個人情報の保護に関する法律施行条例第8条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に関すること。	情報公開・法務課
--------------	--	----------

別表第32の2の長野県発達障がい者支援対策協議会の項中「発達障害者支援法」の次に「(平成16年法律第167号)」を加える。
別表第33の建設部の項の次に次のように加える。

交通政策局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
-------	----	------------------

別表第33の財産活用課の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改め、同表の税務課の項中

分室長	分室の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----	---------------------

を

徴収対策幹	徴収専門員としての職務及び徴収専門員の事務の総括掌理
主任徴収専門員	徴収専門員としての職務及び徴収専門員の事務の掌理
徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する事務
分室長	分室の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

に改め、同表の県税徴収対策室の項を削り、同表の私学振興

課の項を次のように改める。

県民の学び支援課	私学・高等教育振興幹	私学・高等教育の振興に関する事務の総括掌理
	私学指導主事	私学教育に関する専門的指導

別表第33の健康福祉政策課の項中

看護師	看護業務
-----	------

を

看護師	看護業務
企業出納員	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第28条第3項に規定する職務

に改め、同表の障がい者支援課の項を次のように改める。

障がい者支援課	障がい福祉幹	障害福祉及び障害者の自立支援に関する専門的職務の総括掌理
	主任福祉専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な障害福祉及び障害者の自立支援に関する専門的知識及び技術の指導
	企業出納員	地方公営企業法第28条第3項に規定する職務

別表第33の環境政策課の項中「(昭和27年法律第292号)」を削る。

別表第36の県立総合リハビリテーションセンターの項中

義肢装具士	義肢装具製作業務
-------	----------

を

義肢装具士	義肢装具製作業務
統括防火管理者	消防法第8条の2第1項に規定する職務
企業出納員	地方公営企業法第28条第3項に規定する職務
現金取扱員	地方公営企業法第28条第4項に規定する職務

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)
- 特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。
第2条中「、県税徴収対策室」を削る。

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第39号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「会計局長」の次に「、交通政策局長」を加える。

第9条中第19項を第21項とし、第10項から第18項までを2項ずつ繰り下げ、第12項の前に次の1項を加える。

11 交通政策局長が不在のときは事務を主管する課長が、これらの者がともに不在のときは交通政策局の他の課長がその事務を代決する。

第9条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 第4項の規定にかかわらず、交通政策局長が主管する事務にあつては、企画振興部長が不在のときは交通政策局長が、企画振興部長及び交通政策局長がともに不在のときは事務を主管する課長が、企画振興部長、交通政策局長及び事務を主管する課長がともに不在のときは交通政策局の他の課長が、これらの者がともに不在のときは知事の承認を受けてあらかじめ企画振興部長が指定した順序により課長がその事務を代決する。

別表第2の4の(16)の四中「農業人材力強化総合支援事業補助金等交付要綱」を「新規就農者育成総合対策補助金等交付要綱」に改め、同四中「信州農業6次産業化推進事業補助金交付要綱」を「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業補助金交付要綱」に改め、同四中「強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業等補助金交付要綱」を「強い農業づくり総合支援交付金事業等補助金交付要綱」に改め、同(16)に次の事項を加える。

ヒ 農業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱（令和4年7月26日付け4農政第185号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付（事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。）

フ 地域の食を活かした観光地域づくり支援事業補助金交付要綱（令和4年8月23日付け4農政マ第125号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付（事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。）

別表第2の4の(30)を次のように改める。

(30) 環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の規定に基づく次の事項

ア 第46条第1項の規定による報告の徴収

イ 附則第3条第2項の規定による報告の徴収

別表第2の4の(40)中「セからチ」を「ニからノ」に改め、同(40)のツを同ハとし、同イからチまでを同コからノまでとし、同コの前に次の事項を加える。

ク 第26条の3第3項の規定による出資組合の森林経営規程の変更又は廃止の承認

ケ 第26条の3第4項の規定による出資組合の森林経営規程の変更の届出の受理

別表第2の4の(40)のアを同キとし、同キの前に次の事項を加える。

ア 第10条第3項の規定による森林組合の信託規程の変更又は廃止の承認

イ 第10条第4項の規定による森林組合の信託規程の変更の届出の受理

ウ 第19条第3項の規定による森林組合の共済規程の変更又は廃止の承認

エ 第19条第4項の規定による森林組合の共済規程の変更の届出の受理

オ 第24条第3項の規定による森林組合の林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認

カ 第24条第4項の規定による森林組合の林地処分事業実施規程の変更の届出の受理

別表第2の4の(42)のトを削り、同テを同トとし、同ウからツまでを同エからテまでとし、同イの次に次の事項を加える。

ウ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）の規定に基づく次の事項

(ア) 第5条第7項の規定による市町村との協議（同条第9項において準用する場合を含む。）

(イ) 第5条第8項の規定による特定間伐等促進計画の写しの受理（同条第9項において準用する場合を含む。）

別表第2の4の(42)のフを削り、同ヘを同フとし、同ホを同ヘとし、同マを同ホとし、同ミ中「森林セラピー基地等施設整備支援事業補助金交付要綱」を「森林サービス産業総合対策事業補助金交付要綱」に改め、同ミを同マとし、同ムを同ミとし、同メ中「学校林等利活用促進事業補助金交付要綱」を「学びと育ちの森づくり推進事業補助金交付要綱」に改め、同メを同ムとし、同モからヨまでを同メからユまでとし、同(42)に次の事項を加える。

ヨ 高性能林業機械等レンタル支援事業補助金交付要綱（令和4年7月15日付け4信木第210号林務部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の4の(58)のア中「第5条の5」を「第5条の6」に改め、同イ中「第5条の6」を「第5条の7」に改め、同ウ中「第5条の7」

を「第5条の8」に改め、同(59)を削り、同(60)を同(59)とし、同(61)から(67)までを同(60)から(66)までとし、同11の(2)中「第4条」を「第11条」に、「使用料又は手数料」を「料金」に改め、同14の(9)の(ア)の(ア)中「同条第8項」を「同条第10項」に改め、同(イ)中「第12条第6項」を「第12条第8項」に改め、同(シ)を同(ス)とし、同(カ)から(サ)までを同(キ)から(シ)までとし、同(オ)の次に次の事項を加える。

(カ) 第14条第8項の規定による届出の要求

別表第2の14の(9)の(ア)に次の事項を加える。

(セ) 第16条第2項の規定による協力要請

(リ) 第16条第3項の規定による情報の提供

別表第2の14の(9)の(イ)の(ウ)中「第44条の7第9項」を「第44条の11第9項」に改め、同(サ)中「(マ)」を「(ホ)」に改め、同(ヒ)を削り、同(フ)を同(ヒ)とし、同(ハ)から(マ)までを同(フ)から(ホ)までとし、同オに次の事項を加える。

(ウ) 第44条の3第6項の規定による協力要請

(エ) 第44条の3の2第3項の規定による検体及び病原体の受理

(オ) 第44条の3の2第4項の規定による検査及び報告

(カ) 第44条の3の3の規定による届出の受理

別表第2の14の(9)の(カ)の(ア)中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同(イ)中「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改め、同(リ)を削り、同(タ)を同(リ)とし、同(チ)を同(タ)とし、同(ツ)を同(チ)とし、同カに次の事項を加える。

(ツ) 第50条の2第4項において準用する第44条の3第6項の規定による協力要請

(テ) 第50条の3第3項の規定による検体及び病原体の受理

(ト) 第50条の3第4項の規定による検査及び報告

(ケ) 第50条の4の規定による届出の受理

別表第2の14の(9)の(キ)を同クとし、同カの次に次の事項を加える。

キ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく雑則に関する次の事項

(ア) 第63条の3第1項の規定による入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整

(イ) 第63条の3第4項の規定による報告又は資料の提出の要求

(ウ) 第63条の4の規定による入院の勧告又は入院の措置のための指示

別表第2の35の(2)の(ア)の(リ)を同(フ)とし、同(セ)を同(タ)とし、同(ス)を同(ツ)とし、同(リ)の前に次の事項を加える。

(セ) 第69条第6項の規定による立入検査等

別表第2の35の(2)の(ア)の(シ)を同(ス)とし、同(ケ)から(サ)までを同(コ)から(シ)までとし、同(ク)の次に次の事項を加える。

(ケ) 法第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可

別表第2の38の(1)のニ中「ナ」を「ヌ」に改め、同ニを同ネとし、同ナの次に次の事項を加える。

ニ 信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱(令和4年4月15日付け4建住第92号建設部長通知)の規定に基づく助成金の交付

ヌ 信州健康ゼロエネ住宅普及促進価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱(令和4年10月12日付け4建住第1050号建設部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の38の(21)のシ中「コ及びサ」を「ス及びソ」に改め、同シを同タとし、同サを同ソとし、同ソの前に次の事項を加える。

セ 第29条第4項の規定による資料の提供又は説明の要求

別表第2の38の(21)の(コ)を同スとし、同ケの次に次の事項を加える。

コ 第23条の2第2項の規定による報告の受理

サ 第23条の2第3項の規定による公表

シ 第28条第3項の規定による援助

別表第2の38の(25)の(ア)中「(A)、(イ)及び(ロ)」を「(イ)、(ロ)及び(ハ)」に改め、同(ア)の(ロ)を同(リ)とし、同(ヌ)から(ル)までを同(ネ)から(ロ)までとし、同(ニ)の次に次の事項を加える。

(ヌ) 第52条第6項第3号の規定による認定

別表第2の47を削り、同48を同47とし、同49から53までを同48から52までとする。

別表第3の3中「同(40)の(ス)」を「同(40)の(ナ)」に、「同(60)の(ア)、同(61)の(ア)の(ア)」を「同(59)の(ア)、同(60)の(ア)の(ア)」に、「同(66)並びに同(67)」を「同(65)並びに同(66)」に改め、同7中「同(9)の(ア)の(キ)及び(ク)から(シ)まで、イの(ヒ)」を「同(9)の(ア)の(ク)及び(ロ)から(リ)まで、イの(ヌ)」に、「オ並びにカの(リ)、(タ)」を「オの(ア)から(オ)まで、カの(サ)、(ソ)」に、「(フ)及び(ツ)」を「及び(タ)から(ト)まで並びに(キ)」に改め、同8中「同(2)の(ア)の(サ)から(リ)」を「同(2)の(ア)の(ロ)から(タ)」に改め、同9中「(ロ)」を「(ヤ)」に改める。

別表第4中 「副知事、会計管理者、部長、会計局長、子ども若者局長、営業局長及び
リニア整備推進局長が専決する事項」

「副知事、会計管理者、部長、会計局長、交通政策局長、子ども若者局長、
営業局長及びリニア整備推進局長が専決する事項」に改め、同3及び4中「子ども若者局長」を「交通政策局長、子ども若者局長」に改める。

別表第8の1の(3)を次のように改める。

(3) 個人情報の保護に関する事項

ア 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づく次の事項

- (ア) 第62条の規定による個人情報の利用目的の明示
- (イ) 第68条第2項の規定による通知
- (ウ) 第69条第2項の規定による保有個人情報の利用又は提供
- (エ) 第70条の規定による制限及び措置の要求
- (オ) 第71条第1項の規定による同意の取得
- (カ) 第71条第2項の規定による情報の提供
- (キ) 第71条第3項の規定による情報の提供
- (ク) 第72条の規定による制限及び措置の要求
- (ケ) 第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成
- (コ) 第77条第3項の規定による補正の要求
- (サ) 第82条第1項の規定による決定及び通知
- (シ) 第82条第2項の規定による決定及び通知
- (ス) 第85条第1項の規定による事案の移送及び通知
- (セ) 第86条第1項の規定による通知
- (ソ) 第86条第2項の規定による通知
- (タ) 第86条第3項の規定による通知
- (チ) 第87条第1項の規定による開示の実施
- (ツ) 第91条第3項の規定による補正の要求
- (テ) 第92条の規定による訂正の実施
- (ト) 第93条第1項の規定による決定及び通知
- (ナ) 第93条第2項の規定による決定及び通知
- (ニ) 第94条第2項の規定による期間の延長及び通知
- (ヌ) 第95条の規定による通知
- (ネ) 第96条第1項の規定による事案の移送及び通知
- (ノ) 第97条の規定による通知
- (ハ) 第99条第3項の規定による補正の要求
- (ヒ) 第100条の規定による利用停止の実施
- (フ) 第101条第1項の規定による決定及び通知
- (ヘ) 第101条第2項の規定による決定及び通知
- (ホ) 第102条第2項の規定による期間の延長及び通知
- (マ) 第103条の規定による通知
- (ミ) 第109条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報の作成
- (ム) 第114条第1項(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査
- (メ) 第114条第2項(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- (モ) 第114条第3項(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- (ヤ) 第115条(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による契約の締結
- (ユ) 第116条第1項の規定による加工
- (ヨ) 第120条の規定による契約の解除
- (ト) 第123条第1項の規定による公表及び明示

イ 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長野県条例第38号)の規定に基づく次の事項

- (ア) 第3条第1項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成
- (イ) 第4条第2項の規定による期間の延長及び通知
- (ウ) 第4条第3項の規定による通知

別表第8の2の(9)を次のように改める。

(9) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業 活動の促進等に関する法律の規定に基づく次の事項

- ア 第19条第1項の規定による認定
- イ 第20条第1項の規定による認定
- ウ 第20条第2項の規定による届出の受理
- エ 第20条第3項の規定による認定の取消し
- オ 第21条第1項の規定による認定
- カ 第21条第6項の規定による協議(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)
- キ 第21条第13項の規定による意見の聴取

- ク 第21条第17項の規定による意見の聴取
ケ 第21条第18項の規定による通知
コ 第22条第1項の規定による認定
サ 第22条第2項の規定による届出の受理
シ 第22条第3項の規定による認定の取消し
ス 附則第3条第2項の規定による認定の取消し

別表第9の1に次の事項を加える。

- (5) スポーツ栄誉賞に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人 事 課

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第40号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

(知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則の一部改正)

第1条 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則(昭和36年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「、所長」を削り、本則第6号中「次長、課長補佐」を「課長補佐」に改める。

(長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

本則第2号中「、所長」を削り、本則第5号中「次長、課長補佐」を「課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人 事 課

長野県企業局公文書管理規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和5年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 須 藤 俊 一

長野県公営企業管理規程第3号

長野県企業局公文書管理規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局公文書管理規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第57条」を「第58条」に、「第58条・第59条」を「第59条・第60条」に、「第60条」を「第61条」に改める。

第2条第3号中「(スマート化推進センターを含む。)」を削る。

第33条第2項中「公文書」の次に「及び電子処分通知等公文書」を加える。

第36条中「公文書に」を「公文書及び電子処分通知等公文書に」に改める。

第38条第1項を次のように改める。

電子申請・届出システムを使用した電子処分通知等公文書の送信については、電子申請等担当課の課長において、別に定めるところにより行うものとする。

第54条第1項第4号を次のように改める。

(4) 長野県情報公開条例第5条の公開の請求及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項の規定による開示の請求のあった公文書ファイル等 同条例第11条第1項若しくは第2項又は同法第82条各項の決定の日の属する年度の翌年度の末日

第60条を第61条とし、第4章中第59条を第60条とし、第58条を第59条とし、第3章中第57条の次に次の1条を加える。

(紛失等への対応)

第58条 公文書管理者は、公文書ファイル等の紛失又は誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括公文書管理者に報告しなければならない。

2 総括公文書管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の際現に個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長野県条例第38号)附則第2項の規定による廃止前の長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第10条の開示の請求がされている公文書ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日の延長については、なお従前の例による。

経営推進課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和5年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 須藤 俊一

長野県公営企業管理規程第4号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

第26条第1項中「局、」を「局及び」に改め、「及びスマート化推進センター」を削る。

第32条中「、スマート化推進センター」を削る。

別表第10中「局、」を「局及び」に改め、「及びスマート化推進センター」を削り、同表の課又はスマート化推進センターの項中「又はスマート化推進センター」を削り、同表の経営推進課の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第7条の3第3項」を「第9条第1項」に改め、同表のスマート化推進センターの項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

2 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「本庁の課長
スマート化推進センター所長」

を

「本庁の課長」

に改める。

経営推進課

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和5年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 須藤 俊一

長野県公営企業管理規程第5号

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局事務処理規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「又はスマート化推進センター所長(以下「本庁の課長」という。)」を削る。

別表第1の1の(2)中「局長」の次に「、局次長」を加える。

別表第3の1の(1)中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別表第4中「(スマート化推進センター所長を除く。)」を削る。

別表第6の3を次のように改める。

3 個人情報の保護に関する事項

(1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づく次の事項

- ア 第62条の規定による個人情報の利用目的の明示
- イ 第68条第2項の規定による通知
- ウ 第69条第2項の規定による保有個人情報の利用又は提供
- エ 第70条の規定による制限及び措置の要求
- オ 第71条第1項の規定による同意の取得
- カ 第71条第2項の規定による情報の提供
- キ 第71条第3項の規定による情報の提供
- ク 第72条の規定による制限及び措置の要求
- ケ 第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成
- コ 第77条第3項の規定による補正の要求
- サ 第82条第1項の規定による決定及び通知
- シ 第82条第2項の規定による決定及び通知
- ス 第85条第1項の規定による事案の移送及び通知
- セ 第86条第1項の規定による通知
- ソ 第86条第2項の規定による通知
- タ 第86条第3項の規定による通知
- チ 第87条第1項の規定による開示の実施
- ツ 第91条第3項の規定による補正の要求
- テ 第92条の規定による訂正の実施
- ト 第93条第1項の規定による決定及び通知
- ナ 第93条第2項の規定による決定及び通知
- ニ 第94条第2項の規定による期間の延長及び通知
- ヌ 第95条の規定による通知
- ネ 第96条第1項の規定による事案の移送及び通知
- ノ 第97条の規定による通知
- ハ 第99条第3項の規定による補正の要求
- ヒ 第100条の規定による利用停止の実施
- フ 第101条第1項の規定による決定及び通知
- ヘ 第101条第2項の規定による決定及び通知
- ホ 第102条第2項の規定による期間の延長及び通知
- マ 第103条の規定による通知
- ミ 第109条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報の作成
- ム 第114条第1項(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査
- メ 第114条第2項(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- モ 第114条第3項(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- ヤ 第115条(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による契約の締結
- ユ 第116条第1項の規定による加工
- ヨ 第120条の規定による契約の解除
- ラ 第123条第1項の規定による公表及び明示

(2) 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長野県条例第38号)の規定に基づく次の事項

- ア 第3条第1項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成
- イ 第4条第2項の規定による期間の延長及び通知
- ウ 第4条第3項の規定による通知

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第37号)附則第31項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用企業職員は、この管理規程による改正後の長野県企業局事務処理規程別表第3の1の(1)に規定する短時間勤務の職を占める企業職員とみなして、第6条第1項の規定を適用する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月31日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第23号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 総務参事 」 を

「 交通政策局長
総務参事 」 に、 「 林業大学校長
林業総合センター所長 」 を

「 林業大学校長 」 に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「こども若者局長」を「交通政策局長 こども若者局長」に、「部の次長」を「部の次長 共創推進担当の参事 学び支援担当の参事」に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「高校教育改革推進担当の参事 課長」を「課長」に、「担当係長、主査及び主任」を「人事、給与又は服務担当の担当係長、主査、主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。)」に、「の課長補佐」を「の企画幹、課長補佐」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中 「 総務参事 」 を

「 交通政策局長
総務参事 」 に、 「 林業大学校長
林業総合センター所長 」 を

「 林業大学校長 」 に、 「 家畜保健衛生所長 」 を

「 家畜保健衛生所長
林業総合センター所長 」 に、 「 総合調整幹 」 を

「 総合調整幹
徴収対策幹
私学・高等教育振興幹 」 に改め、同アの教育委員会の事務局及び教育機関の項中

「 総合教育センター次長
生涯学習推進センター所長 」 を 「 総合教育センター次長 」 に改め、同表のうち

「 特殊詐欺実態解明指導官
交通管制官 」 を 「 交通管制官 」 に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会事務局